

委員会提出議案第3号

一級河川紀の川の早期治水対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年12月15日 提出

提出者 経済建設委員会

委員長 森 下 伸 吾

一級河川紀の川の早期治水対策を求める意見書

橋本市では、10月22日から23日にかけて来襲した台風21号本体の雨雲と、停滞する秋雨前線の影響で記録的な雨量となり、紀の川が危険氾濫水位を超えるまで水位が上昇した。

これにより、市内を流れる大谷川が合流する樋門周辺の地域で、建物等への浸水や道路等が冠水する被害をもたらした。

当該地域は過去にも同様の被害が度々あったことから、県、市連携して、これまで大谷川の河川改修をはじめ、排水ポンプを設置するなど、治水・内水浸水対策等に取り組んできたところであるが、被害を回避することはできなかった。

今回、建物の床上浸水101件、床下浸水64件をはじめ、公共・農業施設等への土砂流入など甚大な被害を受けている。

また、防災計画で第一次緊急輸送道路に位置づけられた国道370号も冠水し、住民の避難に支障を来した。

よって、国において、今後こうした被害を未然に防止するため、緊急かつ特段の支援措置を講じられるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 紀の川河川整備計画に位置づけられた小田井狭窄部対策の一刻も早い整備推進を図ること。
- 2 洪水の安全な流下に支障となっている箇所について堆積土砂の撤去や樹木の伐採を早急に行うこと。
- 3 ゲートポンプの整備等樋門の抜本的な改修を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣
総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災)